

令和5年10月6日

○亀井たかつぐ委員

私も提出していただいた資料を基に、何点か少し簡単に確認をさせていただければと思います。

まず、総論的なところで、前回ももしかしたら質疑で答弁があったら、ちょっと重複してしまうんですけども、ここの社会福祉法人同愛会というのは、中井やまゆり園の改革に職員が携わっていると。今回の虐待のことで、何の改革かよく分からなくなってしまうただけですけども、改革に携わっているんですね、職員の方。さらに、芹が谷やまゆり園の指定管理者にもなっていると。さらに、知的障害者の入所施設とか作業所を、横浜とか川崎を中心に120か所も運営している。

要は、この3点を取っても、神奈川県とすごい関わりのある社会福祉法人だなと私は思っているんですけども、今回の虐待の事案が発覚した前後で、この法人が県に対して、例えば、申し訳ないとかということも含めて、何か言ってきているのか。それから、県としては、これだけの関わりのある社会福祉法人なので、その社会福祉法人にどういうことを要望しているのかなという、両者がどんな関係に、その虐待前後で変わったのかなということを確認させてもらっていいですか。

○障害サービス課長

指定管理を今年の4月から、同愛会さんをはじめ、芹が谷やまゆり園の指定管理者となっています。その以前から、準備段階から我々と毎月のように顔を合わせて準備を進めてきたという状況があります。

そういった中で今回、この事案についても、令和4年11月にあった事案については、新聞報道等された時点でお話もあって、やはり新聞報道があったことについておわびと申しますか、御迷惑、御心配をおかけしたというようなお話は伺っています。

その後、8月の事案については、それこそ市が虐待認定する前に、こういった事案があったというのが、定例会の場では法人のほうからお話があったと、そういう状況でございます。

○亀井たかつぐ委員

新聞報道というのは、一般の人に対しての報告みたいなものなんだから、法人が県に対しての、要はアクションではないんですけども、私、聞いているのは、法人が県に対してはどのようなアクションがあったのかというのを聞いている、新聞報道ではなく。

○障害サービス課長

新聞報道があった後に法人から、1件目についてはそのときに法人さんから、定例会の場でそういった事案があったということの報告を受けた、そういう状況でございます。

○亀井たかつぐ委員

何か謝罪めいた話はないんですか、報告ではなくて。

○障害サービス課長

今、申しましたように、新聞報道にあって、御心配をかけたということでの
おわびというお話はございました。

○亀井たかつぐ委員

本当だったら、ここまでの県との関わりがあるんだったら、神奈川県に対し
てね、いや、私だったら本当に申し訳なかったですって言うよ、普通はね。そ
れが新聞報道で済んでいるということに関してどうなのかなというふうに思っ
てしまうんだけど、課長、どう思いますか。

○障害サービス課長

すみません。私のほうは新聞報道、やはり御心配をかけたというところでの
おわびは頂いているところでございます。

○亀井たかつぐ委員

次に、ちょっと各論めいたことに入っていくんですけども、社会福祉法人
同愛会の高山理事長がこの後、虐待報道があった後だと思えますけれども、「お
詫びとお知らせ」という文書を発出しているんです。

この中には、既に法人は虐待防止を目的として、当事者の集まりであるピー
プルファースト横浜との間で職員による虐待禁止を求める誓約書を締結してい
る、職員は採用時に、虐待に関する誓約書を利用者代表に提出しておりますと。
しかしながら、今回の8月の案件が、誓約書を取り交わし済みの職員によるも
のであったことが判明したと、非常に残念なんだけれども。ピープルファース
ト横浜からの改めての申出があって、当該事業所の全職員を対象に、虐待の根
絶に向けた当事者による職員面接を行ったほか、虐待に関する誓約書について
の研修の実施や全職員による誓約書の取り交わしを約しますというふうに書い
ているんですね。

誓約書を取り交わした職員が虐待を行ってしまった。だけれども、再度、誓
約書を全職員が書いてピープルファースト横浜、要は利用者側に提出するとい
うことなんだけれども、この誓約書の強制力というか、誓約書の意味ってどう
いうことが考えられるんですか。

○障害サービス課長

私もそのおわび文を確認したんですけれども、どうもこの誓約書は、そもそ
もは障害当事者の代表の方がそういった誓約を職員との間で結びたいというこ
とでお話があって、それで始まっているようです。そういった中で、やはり利
用者さん側からすると、そういった誓約を結ぶことによって職員から暴力を受
けない、そういった安心感を得られる、そんな効果があるのではないかと考え
ております。

○亀井たかつぐ委員

利用者の方の安全・安心というのが一番だと思うんで。それによって少しで
も安全・安心にね。さっき局長も言っていましたけれども、虐待が起きないだ
けでは駄目なんだと、しっかりと安定した生活をというふうな意味合いで
したよね。だから、少しでもこういう誓約書があったほうがいいのであれば非
常にいいなと思うんですが、今回、誓約書を書いた人が虐待してしまったとい
うことがあって。

そうすると、私、思うんだけど、この法人の職員が、一人一人が誓約書を書く。それを利用者側を書くということは、自分のサインをすることなので非常に重たいことかなと。真面目にやっている方は、いや、ここまでプレッシャーかかって、書かなければいけないだと思っているから余計頑張るとは思うんだけど、ある意味少しプレッシャーはかかるかなと思うので、県に対して職員一人一人に誓約書を書かせなさいよとまでは言えないんだけど、この社会福祉法人が神奈川県という法人に対して、同じように安心感を得られるというのであれば、県民への安心感ということで、社会福祉法人から神奈川県に誓約書を提出させたらいかがですか。

○障害サービス課長

委員のほうからもお話があったように、まず、虐待防止といったところでは、決して処罰ではなくて、現場が萎縮しないような形でということが考えられる中で、今、委員がおっしゃったような形が職員にどのような影響を与えるのか、また、そもそも指定管理をお願いする段階で、指定管理の協定を結んでいる中では、もちろん法令遵守、そういったことをしっかりすることでの協定を結んでいるという中で、今、委員から御提案のあったお話について、ちょっとまた法人にも少し投げかけながら考えていきたいと思っています。

○亀井たかつぐ委員

そのような形で規定、しっかりと歯止めがかかっているというのは私も承知をしているんだけど、この虐待の前後であんまり変わっていないんだったら、その規定って何なんだという話になってしまうわけですよ。だったら、もうちょっとプレッシャーをかけさせる意味で私は申し上げたので、ぜひその検討していただければなというふうに思います。

それと、頂いた資料の中で拝見すると、虐待された方がいて、その近くにまた別の事業者さんがそれを見ているということがあったので、ここにも書いてあるように、暴行されてしまった人は身体的虐待を受けていて、周りで見ている人は、面前DVに遭っている子供と同じような意味で、心理的虐待も受けていると思うんですね。

あとは、これは新聞報道でありましたけれども、何人かの先行会派の委員方がおっしゃっていましたが、入所施設で入所者の所持金数十万円がなくなってしまうという話で、これが仮に施設側の職員の手によったものであれば、経済的な虐待と、その前に窃盗罪になってしまうんだけど、そういうことも考えられるし。

そうすると、家族とか利用者は、多分それだけではなくて、ネグレクトとか性的虐待とか、結構そういうことがあるのではないかと感じて心配になってしまっていると思うんだけど、こういう事案はないんですか。

○障害サービス課長

今回、こういう事案があって、今後、法人とも話をいろいろお聞きしていく中で、一つには確認していきたいということと、また、今、法人自身が全職員、全利用者さんにアンケート調査を行っているという状況ですので、その結果を我々も注視していきたいと考えております。

○亀井たかつぐ委員

ある程度の内容がもしかしたら明らかになってくるかもしれないんだけど、このアンケートの事後処理ってどうするんですか。

○障害サービス課長

私のほうで確認している限りでは、結果を第三者の方にも見ていただくというふうに伺っております。

○亀井たかつぐ委員

ぜひそういうところも公にさせていただいて、やはり少しでも虐待から遠ざかるような行為につないでいただきたいなというふうに思います。

前回の私の質問のときに、ただ単に研修やりますよというだけでは、虐待なんかそのままなくなるのではないかというふうな危惧を私は申し上げたんだけれども、要するに研修の質だと思うんですよ。

今回の虐待に関してもですよ。仮に今回、虐待をしてしまった職員が、虐待してしまっただけけれども、それを見ていた実は上司が、この人1人で行かせてしまったらまずいかもしれないなと思いながら行かせてしまって、やはり案の定、虐待してしまっただけというのであれば、その人、一人一人のスキルを磨くというだけではなくて、上司のスキルも磨いていかないと、これは収まらないなというふうに思うんですけども、研修の質、それをやはり高めていくということは私、大事だと思って、漠としてこういうふうに言っているんですが、具体的にどういうことをしますか。

○障害サービス課長

県のほうでは、この間いろいろ施設での不適切な支援ということが行われる中で、我々のほうも研修を今いろいろやっております。その一つに、この報告書にも出ていましたけれども、やはり現場レベルでの問題・課題、また管理者レベルの問題・課題、今、委員からおっしゃったような違いがあると思っているので、そういったところで今、階層別で若手・中堅・管理者クラス、そういった3層に分けた階層別の研修などを行っているところで、今回、こういったこともテーマにしながら、そういった研修を深めていきたいと考えております。

○亀井たかつぐ委員

その研修の質ですよ、それをぜひ高めていただきたいなというふうに思います。それも虐待防止の一つの要素ではあるけれども、それもやはり高めていかないといけないと思います。

あと、最後なんですけれども、今回、虐待の事案が発生して発覚して、その後いろいろな、アンケートを取ったりとか、研修に関しても階層別だとかという話もあって、取り組んでいただくという話になっているんだけど、利用者の方とか御家族というのは、こういう虐待があった後でも、特に御家族の方ね、この方はやはり施設にお世話になっているので、あまり強く施設側に物を申せないんですよ、構造的に。こうあったけれども、うちの息子が、うちの娘がお世話になっているから、あまりこれは大げさにしないで穏便に済ませなければいけないと思って、泣き寝入りではないけれども、あまり声を上げられなかったんですね。

でも、そういうことを言っていると、やはり何というのかな、今まで潜在化

してきた虐待が顕在化してしまったみたいな話になってしまうと、それこそ本当に收拾つかなくなってしまうと思うので、このような利用者さんとか御家族、利用者の方々も大人になっているから、もう大きな方々だというのは分かっていますけれども、でも、親は親で御健在の方もいらっしゃるし、幾つになってもやはり親は子供のことが心配だから、そういうことをやはり、まさに風通しをよくしなければいけないということなんだろうと思うけれども、こういうことに関して、県としてしっかりとメスを入れていかなければいけないと思うんですけれども、どのようなことができますか。

○障害サービス課長

将来展望検討委員会等をやるときにも、やはり中井やまゆり園で起こっているようなことがほかの施設でもないのかということは、県としてもしっかり把握すべきではないか、そういった御意見を頂いているような状況がございました。

そういった中で、我々やはり当事者の方に、一番には自分たちが生活する中で何が虐待なのか、そういったものを分かりやすく、チラシなりパンフレットにして、またそこの中に、困ったときにSOSが出せるような場所というのをしっかりとつくった、例えば、チラシ、パンフレット、そんなものを今ちょうど我々、検討していきたいと考えているところで、この辺を進めていくことで虐待防止にもつなげていきたいと考えているところでございます。

○亀井たかつぐ委員

前回も申し上げましたけれども、虐待は1件、2件あってもしょうがないやという話ではなくて、ゼロが当然なので、その当然に向けて、ぜひ力を尽くしていただきたいことを要望して、質問を終わります。

意見発表

○亀井たかつぐ委員

公明党神奈川県議団を代表して、当委員会に付託をされた諸議案について意見、要望を申し上げます。

神奈川県がん対策推進計画について、まず発言させていただきます。

現在では、がんは治療によって治る可能性も非常に高くなっていることから、がんになっても今までの生活を維持して自分らしく過ごすためには、がん患者へのリハビリは大変重要であります。患者の生活の質を向上させるため、がん診療連携拠点病院だけでなく、地域の医療機関との連携を進めることで、地域の中でがんのリハビリを受けることができる連携体制の構築に取り組んでいただくよう要望します。

次に、がんのピアサポーターについてです。

県がピアサポーターにお墨つきを与えることで、各病院もピアサポーターの活用がしやすくなると思います。また、意欲のあるピアサポーターの活躍の場も増え、今後、より多くの方にピアサポーターになっていただくことにもつながるのではないかと思います。

また、ピアサポート活動は、がん診療連携拠点病院等の相談支援センターで実施していることが多いのですが、その病院にかかっていると、相談支援センターでピアサポーターの相談を受けられないと思っている人も多くいます。

ピアサポーターの認定については、患者団体や各病院の理解と協力が不可欠なので、そうした関係者の意見を聞きながら、できるだけ速やかに行政の認定を進めるよう要望します。

次に、神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行して以降、経済全体が回復基調にある中、今もなおコロナ禍の影響を受け、生活再建できていない方が大勢いらっしゃいます。こうした方が世の中から取り残されることがないように、引き続き生活困窮者対策推進本部として、しっかりと取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

次に、神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の改定骨子案についてです。

公園や河川敷などで寝起きをするホームレスの方々が、支援を受けることを諦めてしまわないよう、状況に合わせた包括的な支援、粘り強い声かけを続けていただくよう要望します。

また、ネットカフェや民泊を転々として寝起きする方々など、外から見えにくい方もいらっしゃるはずですが、まずは実態を把握し、相談窓口の周知や対策の推進をしていただくよう要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、本委員会に付託をされた諸議案について賛成を表明して、意見発表とさせていただきます。以上です。